

3 ワクチン（子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチン）定期接種移行後の受益者負担について

国は、予防接種制度の見直しに向けた第二次提言（平成24年5月23日付）をとりまとめ、子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌の3ワクチンを平成25年度から定期予防接種に加えるとともに、その後、水痘、おたふくかぜ、B型肝炎及び成人用肺炎球菌の4ワクチンについても定期予防接種化を検討しています。

現在、3ワクチンの接種については、平成24年度までの3年間の緊急事業として、費用の9割を公費負担とし、国と市で2分の1を負担し、残り1割を市が負担し、無料での接種を行っています。

しかし、ワクチン接種緊急促進事業による市町村への助成が平成24年度をもって終了する方向にあります。

また、平成25年度から法定化される可能性があり、その場合には、この経費を全て市が負担することとなります。

更に、水痘、おたふくかぜ、成人用肺炎球菌、B型肝炎ワクチンの予防接種の法定化が計画されており、市としては、こうした予防接種事業を全て公費負担することは、本市財政に計り知れない程の財政負担となり、予防接種事業は持続不能となると思われます。

そのため、市としては接種費用助成事業が廃止されることを想定し、今後、予防接種に係る受益者負担も考慮するなどした対応を検討する必要があると考え、今回、福祉施策審議会の意見をお聞きしたく、議題とさせていただきました。